

静岡県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年8月7日

静岡県監査委員 青木清高
静岡県監査委員 城塚浩
静岡県監査委員 鈴木洋佑
静岡県監査委員 池谷晴一

監査対象機関	監査結果報告年月日
賀茂農林事務所	平成30年3月26日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件名 業務委託の不適切な道路設計 3 内容 平成28年度に実施した農道整備測量設計業務委託において、擁壁設計における監督業務が適切でなく、工法の比較検討が不十分であった。	
【措置の内容】 本件の道路設計選定工法については、特記仕様書により工法の妥当性を再確認しましたが、仕様書と成果品が不整合であることから、総合的な観点からの工法比較について、報告書に追記を行いました。 また、予備監査後の担当課内の打合せで、当該注意内容を説明し、監督業務の適正な管理等について周知し、所内全職員に対しても監査結果についての注意喚起を行いました。 今後の防止策としては、これまで、ポイントとなる重要な判断の過程においては、担当監督員だけでなく、総括及び主任監督員又は班内で協議・打合せを行い、「設計業務打合せ・協議記録簿」を作成して意思決定をしてきましたが、平成30年度発注事業より、「設計業務打合せ・協議記録簿」に新たに「特記仕様書との突合」の確認欄を設け、工法検討の確認を行います。 また、納品・検査時においても、成果品と設計図書との整合の確認を徹底します。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田土木事務所	平成30年3月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成28年度及び29年度に実施した建設工事等で第三者事故（物損）及び工事等の関係者事故が8件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>建設工事現場等における第三者事故等の多発については、まず、事故発生の原因に関係なく、事故後には事務所内で建設工事安全管理推進委員会を開催することとしました。同委員会では、事故の原因把握、再発防止策を検討し、作業安全対策、安全教育の強化について受注者に指導注意を行い、受注者による再発防止対策の履行を監督員が確認した上で工事を再開させることとしました。</p> <p>多発する第三者事故については、今年度より、工事の進め方を改めて見直すこととし、水道管破損等の物損事故が多いことから、埋設物が予想される箇所の工事に際しては、埋設物の確認について、道路占用台帳のみではなく、必ず県、受注者と埋設管理者による現地立会を行うことし、埋設位置、管径及び埋設深さを確認した上で、受注者が施工手順、位置図及び横断図を作成し、それを書面により提出させることとしました。</p> <p>また、トンネル補修工における2件のモルタル漏れ事故については、施工前に目視による確認を行っていましたが、目視では確認できなかった弱部からモルタル漏れが発生していたことから、ハンマーによる打音調査を追加実施し、異常があった箇所については、表面のモルタルを除去し、補修等を行い、必要に応じて閉塞プレートを使用した後にモルタル注入を行うこととしました。</p> <p>なお、同一業者による複数事故が2件あったことから、事務所長の「文書注意」「口頭注意」の重い措置をとるとともに、「安全訓練等でヒヤリハット事例や工事事故事例集を活用し会社の作業員を含めた安全意識の向上を図ること」を具体的に指示し、今まで以上に安全管理に努めるよう強く指導いたしました。</p> <p>今後も上記の対策を引き続き行い、事故防止に努めます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 港湾使用料及び漁港占用料の徴収誤り</p> <p>3 内 容 港湾使用料及び漁港占用料の減免の適用誤りなどにより、平成26年度から28年度までに使用料等の誤徴収が発生していた。</p>	

【措置の内容】

過去の漁業協同組合に対する港湾使用料及び漁港占用料の徴収誤りは、単価改正時における担当者の単価入力ミス及びチェック機能が働かなかったことによるものです。

従来からも、港湾施設等にかかる占用申請の許可起案時には、チェックリストを活用して複数の者による内容確認を行っているほか、起案文書に根拠資料を必ず添付し確認するなどチェック体制を整えているところですが、平成30年度からは、これまでの確認項目に加え、港湾使用料や漁港占用料などにかかる減免分の減免率及び占用料、使用料の根拠についても複数の者で確認を行うように改めました。

今後もチェック体制の強化を図り、徴収誤りの再発防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
<p style="text-align: center;">榛原高等学校</p>	<p style="text-align: center;">平成30年 3 月 26 日</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 生徒の個人情報の紛失</p> <p>3 内 容 榛原高等学校の教諭は、平成29年 7 月、生徒の個人情報が記載された教育カード15人分を紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、当該教諭が教育カードを綴ったファイルを使用後、職員室の机上の棚に一時的に保管し、元の施錠できる場所に戻すのを失念したことによります。</p> <p>紛失の報告を受け、7月19日（水）及び20日（木）に全教職員で捜索しましたが発見できませんでした。</p> <p>また、7月20日（木）に、該当する15人の保護者に対して、電話で謝罪と事情説明を行いました。7月21日（金）に、校長から全校生徒に対して、謝罪と事情説明をするとともに、すべての保護者に対して謝罪文を配付しました。</p> <p>当該教諭には、個人情報を含む文書の管理について、今後は十分な注意を払うよう厳重に指導しました。</p> <p>このことを受け、以下の取組を実施するとともに、全教職員の個人情報管理に係る意識の向上を図り、再発防止に努めています。</p> <p>1 平成29年 7 月に個人情報を含む文書は施錠できる場所への保管の徹底を周知しました。</p> <p>2 紛失が判明する間に週休日等が含まれていたため、平成29年 9 月に、週休日等における鍵の貸出方法を見直すとともに、新たに「週休日等在校確認ボード」を設置し、入校者・入校時刻・退校時刻等を記入することで週休日等の校舎管理を改善しました。</p> <p>3 一時的な離席であってもファイルや書類は、元の場所に戻す又は裏返す等の処置をするように周知しました。</p> <p>4 個人情報を含む文書の取扱いが増える時期には、朝の職員打合せ時に、副校長から適切な情報管理対応について指導しています。また、職員会議においても、定期的に同様の指導をしています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松湖北高等学校	平成30年 3 月 26 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内 容 平成28年度に、通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事故の発生を受け、当該職員には嚴重注意をし、安全運転意識の徹底を指導しました。</p> <p>また、事故直後の職員会議で、全職員に対して交通加害事故を起こさないよう注意喚起を行い、余裕を持った運転を心掛けるよう訓示しました。</p> <p>平成27年4月の本校開校以降、平成29年4月から本校の分校となった佐久間分校も含め継続的に職員に対して、交通事故防止及び交通安全について注意喚起し、再発防止に努めていますが、交通安全に係る注意喚起を、あらためて以下のとおり実施しています。</p> <p>なお、5に掲げる職員研修会については、平成29年度の重点事項として実施したものであります。</p> <p>1 職員の交通安全意識の徹底を図るため、年度当初の職員会議において、校長が、交通事故防止及び交通安全について、改めて注意喚起しました。</p> <p>2 毎月の職員会議における校長の講話、県教育委員会作成資料（「信頼にこたえる」「交通安全ニュース」等）を活用した研修及び啓発を行っています。</p> <p>3 全国交通安全運動期間中の朝の打合せにおいて、副校長から交通事故の状況等の情報提供を行い、交通安全意識の高揚に努めています。</p> <p>4 県教育委員会及び警察署から発せられる交通事故又は交通事犯に関する情報について、一人1台パソコン上の掲示板に掲載し、適時・的確な情報提供を行っています。</p> <p>5 平成29年11月24日実施の職員研修会において、保険会社の提供によるドライブレコーダーに記録された交通事犯及び交通事故の実際の映像を視聴し、問題点等を職員間で討議することにより、交通事故防止の意識付けを図りました。</p> <p>6 県教育委員会から全職員に毎月発信される「交通事故削減プログラム」メニューについて、配信翌日の朝の打合せにおいて、副校長が、全職員に対し、その実施を促進し、交通安全規範意識の向上に努めています。</p> <p>今後も安全運転意識の徹底の継続を図り、全職員で交通加害事故防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中央特別支援学校	平成30年 3 月 26 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 窃盗事件の発生</p> <p>3 内 容 中央特別支援学校の教諭は、平成29年 8 月、静岡市内のリサイクル店においてゲームソフトを万引きし、現行犯逮捕された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事件当日の平成29年 8 月 22 日に、臨時職員会議を行い、校長から事件の概要を説明し、職員へ綱紀の厳正保持の徹底について訓示するとともに、児童及び生徒の保護者へは本件の概要についてのメールを送信しました。2 学期の始業式には、校長から児童及び生徒に対して本件の説明と謝罪を行ったほか、当該職員の担当する学年保護者へは、校長が直接謝罪しました。</p> <p>当該職員が県教育委員会による懲戒処分申し渡しを受けた平成29年12月25日には、校長が職員の自宅に出向き、本人等に本件による社会的責任の重大性や停職が自戒や反省を求める期間であることを説明し、一層の猛省を促しました。その後、校長は学校へ戻り、臨時会議を行い、職員へ倫理意識の徹底を促しました。3 学期の始業式には、保護者に対して本校職員が懲戒処分を受けたことの報告及び謝罪に関する文書を配付しました。</p> <p>停職中である当該職員への対応としては、管理職が自宅に出向き本人と面談を行い、体調や生活の様子等を確認しながら指導しています。</p> <p>その他、校内不祥事根絶の取組として以下のとおり実施しています。</p> <p>1 不祥事案件に精通した県教育委員会人事担当を講師とした研修会を実施し、職員一人一人のコンプライアンス意識の高揚に努めています。</p> <p>2 職場でのストレスが不祥事やトラブルの発端となることがあるため、いたわりがあり、風通しのよい職場環境を育てるため職員間での声掛け運動の取組を強化しています。</p> <p>3 管理職は、ストレスを抱える職員との相談・面談を実施し、悩みを一人で抱え込まないことや心のバランスに配慮しています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
公益財団法人 静岡県特産野菜生産出荷安定資金協会	平成30年 3 月 26 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 補助金に係る予算額を超えた支出</p> <p>3 内 容 平成28年度野菜価格安定対策事業費補助金（資金造成円滑化事業）に係る支出が、内部規程に反して予算額を超えて執行されていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成30年 1 月 16 日実施の予備監査終了後、指摘のあった内容について事務局長に説明し、注意を促しました。あわせて、事務局内に財務規程の内容を改めて周知しました。</p> <p>また、平成30年 3 月 29 日作成の平成30年度事業計画書のうち平成30年度の収支予算には、補助金所要見込額を予算計上しております。予算を超える支出の必要が生じた場合は、適宜理事会を開催し、必要な予算計上を行います。</p> <p>今後の防止策として、会計処理の内容が公益法人会計に準じているかについて確認するチェック表を新たに作成し、記載内容の漏れや誤りがないかを入念に照合いたします。</p>	